

2B11

著作権の保護と商標権の保護との交錯・衝突
(北京市中銀(深セン)法律事務所) 楊倫理
・(筑波大学人文社会系) 星野豊

Conflict between Protection of Copyright and Protection of Trademark Right

Zhong Yin Law Firm (Shenzhen), YANG Lunli;

Tsukuba University, Faculty of Humanities and Social Science, Yutaka HOSHINO

著作権、商標権、保護、衝突・交錯

1 序——本発表の目的

著作権も商標権も知的財産権の一種であることは、周知の事実である。通常の場合には、著作権と商標権とでは、保護の対象及び方法が異なっているため、両者は容易に区別される筈であるが、社会の発展に伴い、例えば、テレビの有名なコーナー、映画や図書のタイトル、図書やテレビドラマの中のキャラクター等について、誰かが商標の抜け駆け登録を行った上で実際に経営を行うというような現象は、古今東西を問わず、著作権と商標権とが権利として成立して以来、絶えず出現しているのが現状である。このような場合、著作権と商標権という2つの権利の衝突はどのように解決されるのか? どちらの権利の保護を偏重すべきか?

本稿では中国のテレビ業界において最近発生した、かなり広範な影響を及ぼした「狙った恋の落とし方」の事例から、以上の問題について分析してみることにする。

2 事案の概要

江蘇テレビ放送局は「狙った恋の落とし方」という有名な映画の著作権及び映画のタイトルである「狙った恋の落とし方」の文字の使用権を取得した後、2010年1月に「狙った恋の落とし方」という交友バラエティ番組の放送を開始し、大成功を収めた。ところが、これ以前に江蘇テレビ局と無関係の自然人である金阿歆が2010年9月7日に「狙った恋の落とし方」の商標の登録を獲得し、「交友サービス、結婚相談所」等を含む役務を提供していた。金阿歆は「狙った恋の落とし方」のコーナーが自分の登録商標を侵害したと主張して、訴訟を提起した。

足掛け3年で、一審、二審及び再審等の手続を経て、広東省高級人民法院は2016年12月末に大いに注目されていた「狙った恋の落とし方」事件につき判決を下した。同判決は、「係争商標は指定役務の区分が異なるため、関連公衆をして混同・誤認を生じさせる可能性がなく、江蘇テレビ放送局は金阿歆の権利の侵害を構成しない。」と判示した。

本件の解釈において最も重要であるのは、外形的には商標権における「役務の範囲」の問題であるが、実質的には商標権と著作権の保護における衝突・交錯の問題も深く関わっていると考えられる。以下では、本件に対する分析検討を通じて、中国の知的財産権分野における司法判断の基本的な方向性を、いくつか列挙してみたい。

3 中国における司法判断の特徴

① 権利侵害の認定基準

まず、権利の侵害であるか否かの認定は、手段及びツールのみを出発点としてはならず、最終的な目的及び性質から分析しなければならない。

本件の第二審裁判所では、当該番組は実際の結婚相談を基礎素材とする娯楽性のテレビ番組、すなわち、テレビ番組で採用されている素材又は手段は実際の結婚相談であり、当該手段は原告の商標の指定役務と同一又は類似であることから、権利の侵害を構成すると判断していた。すなわち、第二審の裁判所が注目したのは当該番組の手段、基礎の点であった。

これに対して、広東省高級人民法院が注目したのは、テレビ番組の本質、目的の点であり、次のように判示している。

「その番組は『結婚・恋愛・交友と関係があるが、つまるところ、テレビ番組である』。一つの娯楽性のテレビ番組としては、当然、原告の商標の役務の範囲とは同一ではなく、類似でもない。訴えの対象となっている「狙った恋の落とし方」番組は、番組の視聴率と注目度に基づいてスポンサー等からの経済収入を獲得し、役務の内容及び方式については、テレビ・ラジオのルートを通じて番組の提供及び電波を行うというものであり、役務の対象は不特定の広範なテレビ視聴者等である。従って、本件番組は、特定の役務の対象を満足させる、結婚・恋愛におけるマッチングを成就に導く役務を提供することにより経済収入を得る「交友役務、結婚相談」とは、役務の目的、内容、方式及び対象のいずれの点においても違いは明白である。関連公衆の一般的な認知をもって、文化娯楽テレビ番組の内容と現実における結婚相談の役務活動とをはっきりと区別することができ、両者は類似の役務を構成しない。」

要するに本件は、現象を通じて本質を見極め、事件の背後にある真実を追求することが司法の審判における基本的な要求であるとする、広東省高級人民法院の判断の傾向を現したものと考えることができる。

② 商標の顕著性

次に、商標の顕著性が、司法判断における重要な考慮要素となっている。

本件で、広東省高級人民法院は、「金阿歆の登録商標自体の顕著性は比較的 low、本件における当該登録商標に対する保護の範囲及び保護の強度は、金阿歆が当該商標の顕著性及び知名度に対してなした貢献と合致する。訴えの対象となっている番組の標識は娯楽、暇つぶしとしてのバラエティ性の文化娯楽テレビ番組として公衆の熟知するところであり、広範な影響力を有しており、関連公衆は当該役務の出所につきははっきりと区別することができ、両者につき誤認及び混同を生じる可能性はなく、訴えの対象となっている行為は係争登録商標の識別及び区別の機能を損なっておらず、商標権の侵害を構成しない。」と判断した。

商標については、その顕著性による保護に対する貢献度及び実際の損害から権利の侵害の事実の存在を分析することは、既に司法判断における根拠として採用されており、これが公平の原則に合致しているとの司法判断が、背後にあるものと思われる。

③ 先行著作権の保護

さらに、先行著作権を保護することは、悪意の抜け駆け登録現象の発生を防止する上で有効であり、この点も、本件でも江蘇テレビが勝訴した重要な要素である。

本件において、江蘇テレビ放送局は、本件紛争が発生する前から「狙った恋の落とし方」という有名な映画の制作者との間で協議書を締結し、「狙った恋の落とし方」という映画の著作権及び「狙った恋の落とし方」の文字の使用権を獲得していたことを証明する証拠を裁判所に提出したため、江蘇テレビ放送局が著作権をすでに先行して取得していたことは、証拠上明らかであった。江蘇テレビ放送局が商標の登録を出願していたか否かは著作権の関連権利を行使することに影響を及ぼさないことは言うまでもなく、裁判所はこの先行著作権を認めたわけである。

中国の司法判断では、「著作権法」と「商標法」とは2つの平行する法律であるものの、商標権と著作権との間で紛争が発生した場合、商標の行使を優先させるのではなく、先行権(著作権)が保護されるべきであると考えられている。本件においても、江蘇テレビ放送局は原著者に費用を支払うことにより、著作権に関する上記の権利を獲得しており、後から第三者が出願した商標によって著作権に対する制限を行うことは、公平の原則に反すると考えられているわけである。

④ 著作権と商標権との関係のバランス

テレビ番組「狙った恋の落とし方」は、著作物としての特徴を備えており、著作権法が規律する範囲に属する。前述のとおり、商標権の存在が著作権の行使を一方的に制約することは衡平に反すると考えるとすると、商標の使用と衝突が発生する場合における「商標法」と「著作権法」との関係のバランスを整える必要がある。

本件で訴えの対象となっている番組「狙った恋の落とし方」は、著作権として求められる独創性を有しており、「著作権法」によって保護される文学・芸術の著作物に該当する。このため、当該番組に対する通常の法的思考においては、その創意又は使用する内容に他の著作物の権利を侵害しているか否か、つまり、「著作権法」違反事由が存在するか否かを検討すべきこととなる。

江蘇テレビ放送局は、「狙った恋の落とし方」の映画の制作者と協議書を締結し、関係する可能性のある著作権法違反となる問題を解決していることからして、著作権方面の注意義務を果たしていると言えるはずである。一方、商標権者である金阿歆に悪意の抜け駆け登録の事由が存在するか否かについては、「商標法」が解決しなければならない問題である。実際のところ、「狙った恋の落とし方」の映画の制作者は、本件での審理と並行して、北京において金阿歆の登録商標が無効である旨を申し立てており、江蘇テレビ放送局が望ましい判決の結果を得られるよう間接的に手助けしようとしていたようである。

広東省高級人民法院の判決では、金阿歆が悪意の抜け駆け登録であるか否かについては言及されていないものの、本件の判断にかかる事実が相当程度影響を及ぼしていたことは、間違いないものと思われる。

4 若干の考察

本件における司法判断の特徴は以上のとおりであるが、それにしても、著作権者は、テレビ番組、図書のタイトル等、関係する著作権に関連する商標について、予め商標の登録及び検索作業を必ずきちんと行っておく必要があることは言うまでもない。

第1に、著作権者は、特に力を入れた比較的大きな著作物について、商標に対する意識を持たなければならない。「商標法」が悪意の抜け駆け登録について各種の規制を設けているにもかかわらず、商標の抜け駆け登録は依然として一種の普遍的な現象のままである。実務において、テレビ番組、図書及びその中に登場するキャラクターは商標として使用される可能性があるため、権益の保護の点からも、紛争を回避するという点からも、自己の番組の名称に対する防御のため、また、論争・紛争に巻き込まれることを回避するため、著作権者は番組の命名を行う前に、前もって商標の登録及び検索作業をきちんと行っておくことが望ましい。

第2に、商標権者の権益の保護は、理性的かつ正当でなければならない。すなわち、商標法が保護しようとするのは、登録行為によって固化された商標標識自体だけでなく、商標が有する商品/役務の出所を識別及び区別する機能である。司法は、正当かつ適法な商標権保護行為を奨励し、かつ保護しているわけであり、商標権者は登録した商標があることの一事を以て、他者による権利の侵害をいつでもどこでも主張できるわけではないのである。

もっとも、本発表の議論に対しては、商標権を制度として確立しようとする立場からすれば、商標権の審査において権利としての実質的な正当性を考慮すべきこととなって、商標権の意義自体を減殺するおそれがあるとする批判がありえよう。また、商標登録が悪意によるものか抜け駆けによるものかについての判断は、現実には極めて曖昧であり、当局や裁判所の判断が常に正しいという保障もあるわけではない。

しかしながら、既に述べてきたとおり、本件で紹介した司法判断の特徴の背後にある考え方は、知的財産権の本質はあくまで「知的活動」によって生じたものを正当に保護することであり、制度や手続を駆使して他人の知的活動の成果を自己の「権利」として利益を得ようとするのを防止しようとするものであり、本発表での主張も、基本的にその点に同調するものである。実際、司法判断においても、本発表においても、著作権が商標権に常に優越すべきであると主張しているわけではないし、商標権の取得のための手続において後れを取った権利者については、最終的にその権利が保護されることについてはともかく、紛争の対応を筆頭とする相応の負担や危険を負うべきこととなるのは、やむを得ないものと考えられる。

以上のことから、本発表を通じて主張したいこととしては、第1に、知的活動を行った権利者の利益が適正に保護されるような、知財全体を通じた制度設計を構想すること、第2に、特に商標権について、悪意の抜け駆け登録を防止するための実効的な手法を、現行法体系に組み入れること、第3に、不幸にして著作権と商標権との間で紛争が生じた場合における、適正な手続と明確な判断基準、及び必要となる証拠法則について、より議論を深めていくべきことを挙げたいと思う。